

平成26年6月17日

最高裁判所長官
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
法務大臣
財務大臣
長野地方裁判所所長

下諏訪町議会議長 中村 奎司

長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加しています。

しかしながら、長野県内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は長野地方裁判所本庁のみです。そのため、中南信地域の住民が労働審判事件の申立てを行うためには、本庁のある長野市まで出向かなければならず、広大な面積を有する本県においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申立ての障害となっていることが推測されます。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要です。

よって、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請します。

- 1 長野地方裁判所各支部において、労働審判事件の取扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。
- 2 とりわけ同裁判所松本支部においては、早急に同事件の取扱いを開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。